【 從事署與済祭 】の 矢切な お知らせ

かにゅう じゅうじしゃきょうさいかい はい もう こ ひと かにゅう まえ かなら よ 加入 (従事者 共 済会に 入るために 申し込むこと)したい 人は、加入 する 前に、必ず 読んでくだ じゅうじしゃきょうさいかい かけきん じゅうじしゃきょうさいかい はら かね たいしょくきょうさいきん しごと さい。従事者 共 済会のこと、掛金(従事者 共済会に 払う お金)、退職 共済金(仕事を やめたと かね せつめい き たいしょくきょうさいきん きに もらうことが できる お金)などを 説明します。いろいろな 決まり(ルール)で、退職 共済金を もよ もんだい かにゅう もうしこみしょ なまえらうことが できないときが あります。よく 読んで、問題が ないときだけ、加入の「申込書」に 名前をか たい じゅうじしゃきょうさいかい はたら しせつ だん書いてください。分からないときは、従事者 共済会(全の3-5283-6898)か、働いている 施設・団 たい ひと き

じゅう じ しゃきょうさいかい

く従事者共済会のこと>

| しゅう じ しゃきょうさいかい しゃかいふくし しせっ だんたい はたら ひと ふくり はたら ひと しせっ ** 後事者共済会は、社会福祉の 施設・団体で 働く 人の 福利(働く 人のために 施設・だんたい よう い きゅう よ いがい じぎょう しごと 団体が 用意する 給与 以外の サービス)のために、1)~3)の 事業(仕事)をしています。

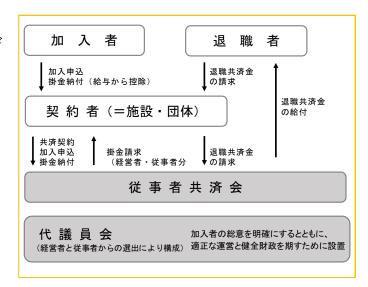
たいしょくきょうさいきん しごと

- 1) 退職 共済金(仕事を やめたときに もらうことが かね きゅうふ かね はら できる お金)の 給付(お金を 払うこと) しきん き もくてき つか かね
- 2)資金(決まった 目的のために 使う お金)の かしつけ かね か 貸付(お金を 貸すこと)

か にゅうしゃ じゅう じ しゃきょうさいかい はい ひと 3)加入者(従事者共済会に入っている人) ふくりこうせい はたら はたら ひと かぞく の福利厚生(働く人と働く人の家族の

しあわ けんこう 幸 せや 健康のための サービスなど) のための じぎょう

事業



じゅうじしゃきょうさいかい たいしょくきょうさいきん しせつ だんたい はたら ひと たいしょくきん *従事者共済会の退職共済金は、施設・団体で働く人の退職金です。

*従事省共済会の返職共済並は、施設・団体(関く人の返職並(9 。
 * はかうじしゃきょうさいかい かにゅうしゃ けいえい ひと はたら ひと なか だいぎいん だいひょう
 * 従事者共済会は、加入者(経営している人と働いている人)の中から代議員(代表

の人)を選びます。代議員が集まって「代議員会」を作って、従事者共済会を運営します。東京都社会福祉協議会が事務局(運営のためにいろいろな手続きをするひとします。事務局の運営費(事務局で使うお金)には、規程(決まり)があります。

うんえい ひ かけきん いない 運営費は、掛金の 1.3/46 以内です。

けいやくしゃ

◆契約者

とうきょうと しゃかいふくし きょうぎかい かいいん みんかん しゃかいふくし しせつ じぎょうしょ だんたい けいえいしゃ東京都社会福祉協議会の会員(民間の社会福祉施設、事業所、団体の経営者)です。かにゅうしゃ

◆加 入 者

けいやくしゃ けいえい しせつ かね はたら けいえいしゃ じょうきんしょくいん ひじょうきんしょく 契約者が 経営する 施設などで、お金を もらって 働いている 経営者・常勤職員・非常勤職 いん 員です。

きょうさいけいやく

▶ 共 済契約

じゅう じ しゃきょうさいかい か にゅうしゃ はたら し せつ けいやく じゅうじ しゃきょうさいかい 従事者共済会と 加入者が 働いている 施設などが する 契約です。 従事者共済会は、たいしょくきん はら けいやくしゃ かにゅうしゃ かね あず たいしょくきん ひつ 退職金を払うときのために、契約者・加入者からお金を預かります。そして、退職金が必 よう かにゅうしゃ はら 要になったら、加入者に払います。

にゅうかいきん **く入会金>** 一人:300円

かい はら はら かけきん はら いっしょ はら 1回だけ 払います。初めて 掛金を 払うときに 一緒に 払います。

ひょうじゅんきゅうょ げつがく かけきん たいしょくきょうさいきん けいさん ひつよう かにゅうしゃ *「標準給与月額」は、掛金や退職共済金を計算するときに必要です。加入者の | げつ きゅうよ てあて ざんぎょうだい はい ひょう ひょうじゅんきゅう よ げつがく か月の 給与(いろいろな 手当や 残業代は 入りません)を 表 1「標準給与月額 とうきゅう およ かけきんげつがくひょう 等級 及び 掛金月額表」で見ます。

まいつき かけきん ひょうじゅんきゅう よ げつがく けいさん けいやくしゃ かけきん はんぶん *毎月の 掛金は、「標 準 給 与月額」×46/1000 で 計算します。契約者は、掛金の 半分 はら か にゅうしゃ かけきん はんぶん はら けいやくしゃ (23/1000)を 払います。加入者も 掛金の 半分(23/1000)を 払います。契約者は、 かにゅうしゃ かけきん まいつき きゅうょ あつ じゅうじしゃきょうさいかい 加入者の掛金を毎月の給与から集めて、従事者共済会に払います。

*「標準給与月額」と「掛金月額」の改定(決まりを変えること)は、毎年 | 回(10月)に まゅうょ が 変わっても 10月の改定のとき 以外は、掛金を変えることは できません。 いくじ かいご びょうき しごと やす きゅうょ *育児や 介護・病気で 仕事を 休んで 給与を もらうことが できないときは、「休職 届 きゅうしょくとどけ です しょるい だ きゅうしょくとどけ だ かけきん はら やす (休むことを 知らせる 書類)」を 出します。「休職届」を 出すと、掛金を 払うことを 休むことが できます。掛金を 払うことを 休んでいた 期間は、退職共済金を 計算するため かにゅうきかん かけきん はら きかん はい

たいしょくきょうさいきん きゅう ふ

の 加入期間(掛金を 払った 期間)には 入りませんから、注意してください。

 <退職 共済金の 給付>

 たいしょくきょうさいきん かけきん げつ いじょう はら かにゅうしゃ たいしょく しぼうたいしょく

 *退職 共済金は、掛金を 12 か月 以上 払った 加入者が 退職・死亡退職するときに もら
 うことが できます。

げつ いじょう はら たいしょく たいしょくきょうさいきん *掛金を 12 か月 以上 払わないで 退職するときは、退職共済金を もらうことは できませ か にゅうしゃ はら かけきん もど ん。加入者が払った掛金も戻りません。

たいしょく じゅう じ しゃきょうさいかい か にゅう だっかい *退職ではなく、従事者共済会の加入だけをやめるときは、「脱会」になります。退職共 tuteん かね かにゅうしゃ はら かけきん ぶん 済金から もらう お金は、加入者が 払った 掛金の 分だけ もらうことが できます。「脱会」 たいしょくきょうさいきん かけきん げつ いじょう はら ひつよう のときも 退職 共済金を もらうためには、掛金を 12か月 以上 払うことが 必要です。

はたら かた じょうきん ひじょうきんしょくいん か こょうじょうけん しせつ だんたい き * 働き方が 常勤から 非常勤職員などに 変わったとき、雇用条件(施設・団体と 決めた はたら か じゅうじ しゃきょうさいかい か にゅう つづ たい か き方)が 変わって、従事者共済会の 加入を 続けることが できなくなったときは、「退 しょくおな 職」と同じになります。

たいしょくきょうさいきん かね かけきん けいやくしゃ はら ぶん かにゅうしゃ はら ぶん ごうけい *退職 共済金の お金が 掛金(契約者が 払った 分と 加入者が 払った 分)の 合計 より おお かにゅうきかん ねんめ いこう も 多くなるのは、加入期間が 4年目 以降です。

たいしょくきょうさいきん たいかい もう こ じゅきゅうしんせい もう こ ひつよう *退職 共済金を もらうときは、「退会」の 申し込みと「受給申請」の 申し込みが 必要です。 たいしょくきょうさいきん せいきゅうけん たいしょくきょうさいきん もう こ たいかい 退職 共済金を もらうための 請 求権(退職 共済金を もらうための 申し込み)は、退会し ひ ねん いない ねん す せいきゅうけん た 日から 5年 以内です。5年を 過ぎたら、請 求権は、なくなります。

てんしょく はたら しせつ だんたい か じゅうじ しゃきょうさいかい かにゅう かけ *転職で 働く 施設や 団体が 変わっても 従事者共済会に 加入できるとき、そして、掛きん はら つづ じゅうじ しゃきょうさいかい かにゅう つづ たいしょく 金を 払うことを 続けるときは、従事者共済会の 加入を 続けることが できます。 退職 きょうさいきん まえ いま はたら しせつ だんたい はたら あたら しせつ 共済金を もらう 前に、今まで 働いていた 施設・団体と これから 働く 新しい 施設・だんたい じ む たんとうしゃ てつづ ひと そうだん 団体の 事務担当者(手続きを する 人)に 相談してください。

がいこくじん ばかい *外国人の 場合

じゅうじ しゃきょうさいかい かいがい たいしょくきょうさいきん おく きこく くに かえ 後事者 共済会は、海外に 退職 共済金を 送ることが できません。帰国(国へ 帰ること) まえ たいしょくきょうさいきん たいしょく き はや じ むたんとうしゃ する 前に 退職 共済金を もらうことが できるように 退職が 決まったら、早く 事務担当者 そうだん に 相談してください。

tulus(きょうさいきん けいさん 【退職 共済金の計算】

たいしょくきょうさいきん ぜんぶ かにゅうきかん へいきんひょうじゅんきゅうょ げつがく きゅうふりつ 退職 共済金 = 全部の加入期間の平均標準給与月額 × 給付率

ひょう たいしょくきょうさいきん きゅうふりつひょう み(表2「退職共済金給付率表」を見ます)

表 1 標準給与月額等級及び掛金月額表

华尔	+ 広	日毎	標準給与	掛金月額	契約者掛金	加入者掛金
等級	本 俸	月額	月 額	46/1000	23/1000	23/1000
	円以上	円未満	円	円	円	円
1		58,000	56,000	2,576	1,288	1,288
2	58,000	62,000	60,000	2,760	1,380	1,380
3	62,000	66,000	64,000	2,944	1,472	1,472
4	66,000	70,000	68,000	3,128	1,564	1,564
5	70,000	74,000	72,000	3,312	1,656	1,656
6	74,000	78,000	76,000	3,496	1,748	1,748
7	78,000	83,000	80,000	3,680	1,840	1,840
8	83,000	89,000	86,000	3,956	1,978	1,978
9	89,000	95,000	92,000	4,232	2,116	2,116
10	95,000	101,000	98,000	4,508	2,254	2,254
11	101,000	107,000	104,000	4,784	2,392	2,392
12	107,000	114,000	110,000	5,060	2,530	2,530
13	114,000	122,000	118,000	5,428	2,714	2,714
14	122,000	130,000	126,000	5,796	2,898	2,898
15	130,000	138,000	134,000	6,164	3,082	3,082
16	138,000	146,000	142,000	6,532	3,266	3,266
17	146,000	155,000	150,000	6,900	3,450	3,450
18	155,000	165,000	160,000	7,360	3,680	3,680
19	165,000	175,000	170,000	7,820	3,910	3,910
20	175,000	185,000	180,000	8,280	4,140	4,140
21	185,000	195,000	190,000	8,740	4,370	4,370
22	195,000	210,000	200,000	9,200	4,600	4,600
23	210,000	230,000	220,000	10,120	5,060	5,060
24	230,000	250,000	240,000	11,040	5,520	5,520
25	250,000	270,000	260,000	11,960	5,980	5,980
26	270,000	290,000	280,000	12,880	6,440	6,440
27	290,000		300,000	13,800	6,900	6,900

表 2 退職共済金給付率表(抜粋)

5 2 退職共済金融	給何举表(抜粋)			
加入期間	給付率			
年				
1	0.4760			
2	0.9742			
3	1.5264			
4	2.2080			
5	2.7774			
6	3.3504			
7	3.9272			
8	4.5077			
9	5.0920			
10	5.6799			
11	6.2715			
12	6.8667			
13	7.4657			
14	8.0684			
15	8.6750			
16	9.2854			
17	9.8996			
18	10.5177			
19	11.1395			
20	11.7653			
21	12.3952			
22	13.0292			
23	13.6673			
24	14.3096			
25	14.9561			
※以降、ここでは省略しますが、				

※以降、ここでは省略しますが、 加入期間に応じた給付率が設けられています。

しきん かしつけ く資金の 貸付>

かけきん げつ いじょう はら かにゅうしゃ じゅうじ しゃきょうさいかい *掛金を | 2 か月 以上 払った 加入者は、従事者共済会から お金を 借りることが できま か かね かしつけ もう こ す。借りることが できる お金は、貸付の 申し込みを したときに もらうことができる 退職 きょうさいきん たいしょく 共済金(もし 退職したら、いくら もらうことが できるか、計算します)で 変わります。 最大 $\frac{1}{8}$ $\frac{$

じゅう じ しゃきょうさいかい へんかんきん かえ かね けいやくしゃ か にゅうしゃ まいつき きゅう よ あつ じゅう じ しゃきょうさいかい *返還金(返す お金)は、契約者が 加入者の 毎月の 給与から 集めて、従事者共済会 はら かしつけ たいしょく のこ かえ に 払います。貸付を しているときに 退職するときは、まだ 返していない 残りの お金を たいしょくきょうさいきん ひ けいさん 退職 共済金から 引いて 計算します。

しさん けいやくしゃ かにゅうしゃ あず かけきん <資産(契約者・加入者から預かった掛金など)の使い方>

じ む きょく し きんかんり さいそく し さん つか かた き まも けいやくしゃ か にゅうしゃ *事務局 は、資金管理細則 (資産の 使い方の 決まり)を 守ります。契約者・加入者から あず かけきん あんぜん うんよう かんり ぎんこう かね あず かぶ かね かね ふ 預かった 掛金を 安全に 運用・管理(銀行に お金を 預けたり、株などで お金を 増やし けいざい か せいど たり すること)します。経済は 変わるため、制度(いろいろな 決まり)も 変わります。そのた しょうらい かけきん かね きゅうふりつ かめ、将来、掛金の お金や 給付率も 変わることが あります。

じゅう じ しゃきょうさいかい かいさん

 く 従 事者 共 済会の 解散 (やめること、 なくなること) >

 じゅう じ しゃきょうさいかい かいさん だいぎ いんかい はな かいさん き つぎ

 * 従 事者 共 済会を 解散するときは、まず、代議員会で 話して 解散を 決めます。次に、

とうきょうと しゃかいふくし きょうぎかい りじかい ひょうぎいんかい はな かいさん き かいさん 東京都 社会福祉 協議会の 理事会と 評議員会で 話して 解散を 決めます。解散する じゅう じ しゃきょうさいかい も かね か にゅうしゃ わ ときに 従事者共済会が 持っている お金などは、加入者に 分けます。

とうきょう と しゃかいふく し きょう ぎ かい じゅう じ しゃきょうさいかい

東京都 社会福祉 協議会の WEB サイトに 従事者共済会の いろいろな 規程(決まり)や、 じゅう じ しゃきょうさいかい し りょう 「従事者共済会のあらまし」などの 資料が ありますから、読んでください。規程は、変わる きてい ことが あります。規程が 変わるときは、どのように 変わるか、いつから 変わるか、WEB サイ し トで知らせます。